

乗用トラクタ等の小型特殊自動車は軽自動車税の申告が必要です

地方税法上、小型特殊自動車は、路上を走る、走らないに関係なく、毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。そのため、下記の規格に該当する小型特殊自動車を所有されている場合、固定資産税（償却資産）としては申告せず、軽自動車税の申告をして、車体に標識（ナンバープレート）を取り付けていただくようお願いします。

【軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車の規格（道路運送車両法施行規則第2条別表第1による）】

	長さ	幅	高さ	最高速度※3	総排気量	年税額
農耕作業用自動車 （乗用） ※1	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h 未満	制限なし	2,400 円
上記以外の小型特殊 自動車 ※2	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h 以下	制限なし	5,900 円

※1 農耕作業用自動車（乗用）

- ・乗用農耕トラクタ
- ・乗用田植機
- ・乗用農業用薬剤散布車
- ・乗用コンバイン
- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
（例えば型式認定番号が「農***」のもの）

※2 左記※1以外の特殊自動車（乗用）

- ・フォークリフト
- ・タイヤローラ
- ・ショベルローダ
- ・ロードローラ
- ・ロータリー除雪車 など
- ・国土交通大臣の指定する構造の
カタピラを有する自動車

※3 最高速度35km/h以上で農耕作業用自動車のもの、最高速度15km/hを超える産業・建設車両等は大型特殊自動車に該当します。大型特殊自動車には自動車税は課税されませんが、事業用資産の場合は固定資産税の課税対象となりますので、償却資産の申告が必要となります。

- ☆ 乗用でないものは軽自動車税対象ではなく、事業用資産の場合には固定資産税（償却資産）の課税対象となります。
- ☆ 農耕作業用自動車に該当するものは、用途（単に農業用として使っている）ではなく、車種（農業用として作られたもの）での判断となります。
- ☆ 車種等の判別が困難な場合は、市役所税務課または販売店様等へお問い合わせください。

◎軽自動車税の申告手続き

○申告の場所 市役所本庁税務課（2階）または各支所地域振興課

○申告に必要なもの

- ・軽自動車税申告書兼標識交付申請書（上記申告の場所にあります。）
- ・販売証明書または譲渡証明書（申告書に記載欄があります。）
- ・車名（メーカー名）、型式（車両型式または販売型式）、車台番号、型式認定番号等がわかるもの
- ・申告に来られる方の身元確認書類（運転免許証等）

問合せ先：高山市役所 財務部 税務課 税制係

TEL (0577) 32-3333 内線2140

(0577) 35-3136 (直通)